



Engage in the Public Interest

社会に貢献する公認会計士

GUIDEBOOK of

CPA

Certified Public Accountants

公認会計士

&

JICPA

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

日本公認会計士協会



2021年度版



日本公認会計士協会

公認会計士の使命・意義・役割

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、
独立した立場において、
財務書類その他の財務に関する
情報の信頼性を確保することにより、
会社等の公正な事業活動、
投資者及び債権者の保護等を図り、
もって国民経済の健全な発展に
寄与することを使命とする。

—— 公認会計士法第1条



公認会計士は、監査及び会計の専門家

公認会計士は、その主な業務である「監査」の専門家、及び「会計」の専門家として、我が国の経済活動の基盤を支える幅広い役割を果たしています。

独立した立場

公認会計士は、被監査会社のみならず何人からも独立した立場で業務を行うことにより、公正性と信頼性を確保しています。

財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保する

会社等が作成する貸借対照表、損益計算書等の財務書類はもちろんのこと、広く財務に関する情報の信頼性(会社等の経営の内容を正しく表していること)を公認会計士が監査を通じて付与しています。

会社等の公正な事業活動、投資者及び債権者の保護等を図り

「会社等」とは私企業に限られるのではなく、学校法人、公益法人、公会計の対象となる事業体なども含まれ、その対象はますます広がっています。同時に、投資者と債権者の保護、合わせて資本市場に対する信頼の確保が、期待されています。

もって国民経済の健全な発展に寄与することを使命とする

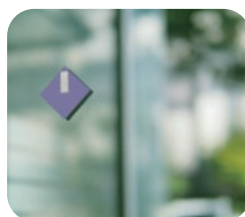
公認会計士が監査証明という公共性の高い業務を行うことを主な業務としていることによって、最終的には国民経済全体の健全な発展に貢献することが位置付けられたものであり、公認会計士の存在が「公共の利益の擁護」に貢献するという意味も含んでいます。

財務情報の信頼性を保証する監査・会計のスペシャリスト。それが、公認会計士です。

世界の至るところで刻々と変化するグローバル経済のなか、公認会計士に求められる役割はますます重要度を増しています。

公認会計士は、監査・会計及び経営に関する専門的知識と豊富な経験を生かし、企業が作成した財務諸表の監査を行い、独立した立場から監査意見を表明し、その情報の信頼性を確保する、あるいは税務業務(ただし、税理士登録をすることが必要)や経営コンサルティング等により、健全な経済社会の維持と発展に寄与します。

公認会計士は、これからも多彩な活動を通じて、社会の根幹を支える重要な役割を担い続けていきます。



公認会計士について

Guide of CPA

Mission

公認会計士の使命・意義・役割…………… 01

System

公認会計士制度とは…………… 03

History

公認会計士の成り立ちと変遷…………… 05

Diversity

公認会計士の仕事・その多様性…………… 07

日本公認会計士協会について

Guide of JICPA

Engagement

日本公認会計士協会とは…………… 13

Activities

日本公認会計士協会の活動…………… 15

Social Contribution

日本公認会計士協会の社会貢献活動…………… 17

Organization

日本公認会計士協会の組織…………… 19

公認会計士制度とは

監査の信頼性を確保するために、公認会計士は "強固な独立性" を保っています。

現代のような高度化した資本主義社会においては、会社の運営（経営者）と所有（株主）は分離しています。経営者は年1回以上、定期的に株主に経営状況を報告しなければならない、その際に用いる正確な状況を報告するための資料＝財務諸表の信頼性を確保する「公正な立場でのチェック機構」として誕生し、発展を遂げてきたのが、公認会計士制度です。

独立性を保つために

監査の結果である監査報告書が広く信頼されるためには、監査を行う監査人は、監査を受ける会社等から独立した立場でなければなりません。この独立性をいっそう強固にするため、公認会計士法は次のような制度を設けています。

1 大会社等を対象とした監査業務と一定の非監査証明業務（記帳代行業務等）の同時提供の禁止

監査人自らが行った業務を対象として監査を行うという自己監査や、経営判断に関与するおそれのある監査以外の業務から報酬を得ることにより不公正な監査が行われる危険を排除するため、非監査証明業務の同時提供を禁止する。

2 大会社等の監査を対象とした長期間継続監査の禁止（ローテーション制度）

大会社等の監査を行う監査責任者である公認会計士は、7会計期間（大規模監査法人において上場会社等の監査を行う筆頭業務執行社員等は、5会計期間）をもってその担当を交代することを義務付ける。

3 公認会計士の就職制限

公認会計士が監査人を辞任した後に、監査を実施した会社等の役員等へ就任することを、監査を担当した会計期間の翌会計期間が終了するまで禁止する。

その他日本公認会計士協会の倫理規則において、公認会計士は、保証業務を受嘱又は継続するに際し、依頼人から独立した立場を保持しなければならないと規定されている。

厳格な国家試験と継続的な研修制度

厳格な国家試験と継続的な研修制度が、 公認会計士の社会的責任と能力を物語ります。

公認会計士試験は、社会人をはじめ多様な人々が受験しやすい試験となっています。公認会計士になるためには、次の

①～③の要件を全て備え、公認会計士名簿への登録が必要です。

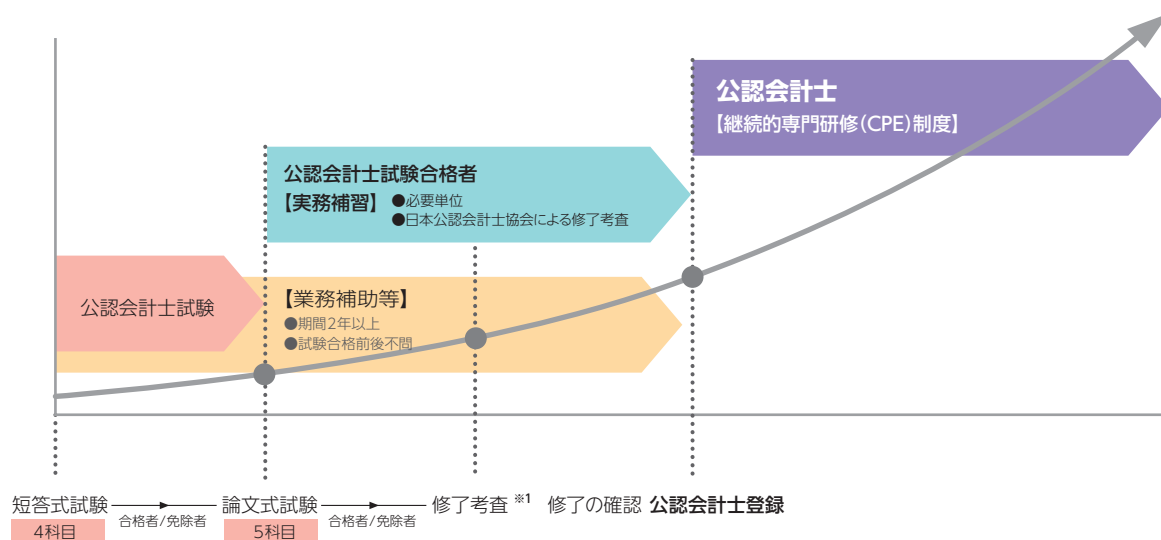
① 公認会計士試験（短答式試験、論文式試験）に合格すること

② 2年以上の業務補助等の期間があること

③ 一般財団法人会計教育研修機構が実施する実務補習を受けて日本公認会計士協会による修了審査に合格した後、内閣総理大臣の確認を受けること
更に登録後は、公認会計士としての使命及び職責を全うし監査業務等の質的向上を図るため、日本公認会計士協会が実施している「継続的専門研修」(CPE)を毎年受講して必要な単位数を取得することが必要です。



公認会計士試験制度のタイムライン



短答式試験科目 ※2

科目名	配点	試験時間	問題数	出題範囲の要旨
財務会計論	200点満点	120分	40問以内	簿記、財務諸表論、企業等の外部の利害関係者の経済的意思決定に役立つ情報を提供することを目的とする会計の理論
管理会計論	100点満点	60分	20問以内	原価計算(材料、仕掛品及び製品等の棚卸資産評価並びに製品に関する売上原価の計算)と管理会計(会計情報等を利用して行う意思決定及び業績管理)
監査論	100点満点	60分	20問以内	公認会計士又は監査法人による財務諸表監査、中間監査、四半期レビュー及び内部統制監査の理論、制度及び実務
企業法	100点満点	60分	20問以内	会社法、商法(海商並びに手形及び小切手に関する部分を除く)、金融商品取引法(企業内容等の開示に関する部分に限る)などの法律

※1 日本公認会計士協会が行う修了審査の受験資格として、全ての実務補習の課程を終えていることが必要です。

※2 短答式試験合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることができます。試験日程等については、公認会計士・監査審査会ウェブサイトをご覧ください。

論文式試験科目 ※2

科目名	配点	試験時間	問題数	出題範囲の要旨
会計学	300点満点	300分	[大問]5問	財務会計論及び管理会計論
監査論	100点満点	120分	[大問]2問	短答式試験科目に同じ
企業法	100点満点	120分	[大問]2問	短答式試験科目に同じ
租税法	100点満点	120分	[大問]2問	租税法総論と租税法実体法(法人税法、所得税法、消費税法など)、また必要に応じ、これらに関連する租税特別措置法、並びに法令の解釈・適用に関する取り扱い
経営学*	100点満点	120分	[大問]2問	経営管理と財務管理
経済学*				ミクロ経済学とマクロ経済学
民法*				民法第1編[総則]、同第2編[物権]、同第3編[債権]並びに関連する特別法
統計学*				記述統計、確率、推測統計、相関・回帰分析の基礎

*印は、4科目中1科目選択

公認会計士の成り立ちと変遷

経済の変化・変遷とともに。

公認会計士制度は"市場の番人"として進化を続けています。

日本における職業会計人制度は、1927年の「計理士法」に基づく計理士の誕生から始まります。終戦後には財閥解体などによる経済民主化が進められ、1948年に証券取引法が導入されると、同年、計理士法が廃止され、新たに「公認会計士法」が制定されました。翌年1949年には東京、大阪、名古屋をはじめとする8箇所証券取引所が開設され、1951年、初の証券取引法に基づく公認会計士監査が開始されました。公認会計士制度は、証券市場における財務諸表の信頼性確保のために誕生したのです。

以後、証券市場の拡大とともに公認会計士監査の重要度は増し、公認会計士法の改正が加えられていきました。1966年には、企業の事業活動の大規模化に対応する組織的な監査を行うため、無限連帯責任を負う監査法人制度を導入。1967年には学校法人監査を導入、1974年には商法特例法に基づく公認会計士監査を導入

するなど、公認会計士への要請は証券市場だけでなく社会全般に拡大されていきました。2003年の公認会計士法改正においては、公認会計士の使命条項が第1条に掲げられ、独立性の更なる強化も図られています。更に、2007年の公認会計士法再改正においては、監査法人の品質管理・ガバナンス・ディスクロージャーの強化、監査人の独立性と地位の強化、監査法人等に対する監督・責任の在り方の見直しが行われました。

2008年から上場企業に内部統制監査及び四半期レビュー制度を導入。2015年にはコーポレート・ガバナンス・コードの適用が開始となるなど、企業統治の整備が進みました。

2017年には監査法人のガバナンス・コードも公表され、2018年の監査基準の改訂では「監査上の主要な検討事項(KAM)」が導入され、監査の透明性向上への取組が行われました。

※公認会計士法(1948年制定)には、公認会計士試験制度、登録手続、公認会計士の義務及び責任、監査法人、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、罰則など、我が国の公認会計士制度の根幹に関する事項が定められています。

公認会計士制度は財閥解体、証券の民主化、個人株主の増大化政策の一環として1948年に創設されて以来、70年の歩みを重ねてきました。この間、様々な段階を経て今日に至っているわけですが、大きく「揺籃期」「成長期」「改革期」「進展期」に区分することができます。それぞれの区分における主な出来事は、下記のとおりです。

揺籃期

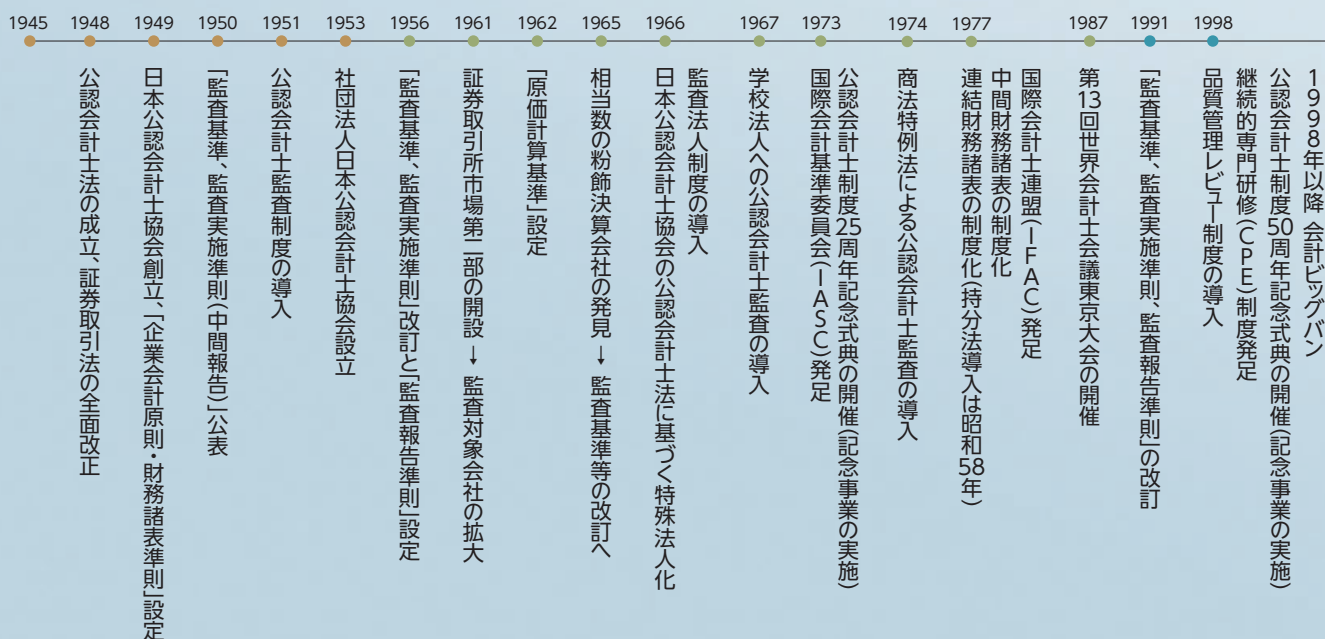
公認会計士制度の基礎が作られる
(1945年～)

成長期

日本の高度成長と歩調を合わせ成長
(1955年～)

改革期

信頼の未来へ向けた改革期
(1991年～)





進展期

国内・外の業務拡大が加速する進展期
(2007年～)

1999	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2012	2013	2014	2015	2017	2018	2019	2020	
品質管理レビュー制度開始	(財)財務会計基準機構(FASF)・企業会計基準委員会(ASBJ)の設立	監査業務モニター会議の設置 公認会計士会館竣工	監査基準の改訂	公認会計士法の改正 継続的専門研修(CPE)の義務化	日本公認会計士協会の特別民間法人化	監査基準の改訂、中間監査基準の改訂、監査に関する品質管理基準の設定 会社法の成立	金融商品取引法成立	上場会社監査事務所登録制度発足 第17回アジア・太平洋会計士会議(CAPPA大阪大会)の開催	公認会計士法の改正 公認会計士制度60周年記念式典及び記念講演の開催 内部統制監査及び四半期レビュー制度開始	国際財務報告基準(IFRS)の任意適用決定	IFRS財団がアジア・オセアニアのサテライトオフィスを東京に設置	監査における不正リスク対応基準の設定 監査基準の改訂	会計監査人の選解任についての会社法の改正 監査基準の改訂	コーポレートガバナンス・コード適用開始	社会福祉法人・医療法人への公認会計士監査の導入 監査法人のガバナンス・コード公表	公認会計士制度70周年記念式典及び記念講演の開催 監査基準の改訂	農業協同組合の公認会計士監査の導入 監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂	監査基準の改訂

公認会計士の仕事・その多様性

監査から経営コンサルティングに至るまで。
会計プロフェッションとしての活動は多岐にわたります。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として、依頼人から独立した立場において行う「監査証明」を主たる業務とし、「会計」「税務」「コンサルティング」の業務も行っています。また、その知識の豊富さと社会的役割の重要性から、活躍する分野はますます拡大しており、中小企業支援、事業再生、事業承継の業務などがその例としてあげられます。他に、監査役（又は監査委員会委員、監査委員）や会計参与などの会社の役員として業務に携わることもあれば、地方公共団体の監査委員、また、各省庁の審議会委員等にも就任しています。

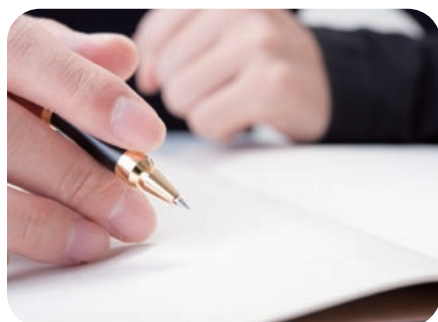
IT化、コンプライアンス、コーポレート・ガバナンス、環境・CSR情報など企業を取り巻く環境は常に変化し、新たなニーズが生まれている経済社会において、専門的知識と確かな分析力・判断力をもつ公認会計士は、そうした変化の動向を的確に捉えた指導・助言を行う存在として、重要な役割を担っているのです。



1

監査

企業から学校法人、公益法人など幅広い対象について、独立した立場から監査意見を表明し、財務情報の信頼性を担保します。



2

税務

公認会計士は税理士登録をすることにより、税務業務を行うことができます。各種税務申告書の作成や税務相談のほか、幅広い知識を生かしてM&Aに係る税務や国際税務など特殊な税務に関する相談・助言を行います。



3

コンサルティング

経営戦略の立案、組織再編、システムコンサルティングなど、経営全般にわたる相談・助言を行います。



4

組織内会計士

企業やその他の法人又は行政機関において業務に従事している公認会計士です。

1 監査

監査証明は「公認会計士だけ」に与えられた業務。
上場企業、非営利法人等、様々な監査を行っています。

監査には、組織体内部で実施される監査役の監査や内部監査、組織体から独立した外部の監査人によって実施される外部監査があります。公認会計士による監査は、独立した第三者として企業等の財務情報について監査を行い、財務情報が会計基準等に従って

作成されていることを利害関係者に対して保証する役割を果たすものです。公認会計士監査は金融商品取引法、会社法をはじめ様々な法令によって企業及び団体に義務付けられ、財務情報の信頼性確保に役立てられています。

監査

法定監査(法令等に基づく監査)

- 金融商品取引法に基づく監査 -----
金融商品取引所等に上場している会社など
- 会社法に基づく監査 -----
- 保険相互会社の監査
- 特定目的会社の監査
- 投資法人の監査
- 投資事業有限責任組合の監査
- 受益証券発行限定責任信託の監査
- 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査
- 寄附行為等の認可申請を行う学校法人の監査
- 信用金庫の監査
- 信用組合の監査
- 労働金庫の監査
- 独立行政法人の監査
- 地方独立行政法人の監査
- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の監査
- 公益社団・財団法人の監査
- 一般社団・財団法人の監査
- 消費生活協同組合の監査
- 放送大学学園の監査
- 農業信用基金協会の監査
- 農林中央金庫の監査
- 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査
- 社会福祉法人の監査
- 医療法人の監査
- 資金決済法に基づく暗号資産交換業者の監査
- 農業協同組合の監査 など

法律により義務付けられる監査制度の主要なものとしては以下の2つがあります。

1.金融商品取引法に基づく監査

特定の有価証券発行者等*が提出する有価証券報告書等に含まれる財務計算に関する書類(貸借対照表や損益計算書等)には、公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならないとされています(金融商品取引法第193条の2第1項、同条第2項)。*特定の有価証券発行者は主として下記(1)、(2)に該当する者となります。

- (1) 総額1億円以上の有価証券の募集又は売出し(開示されている有価証券の売出しを除く)の届出をしようとする者
- (2) 有価証券報告書の提出義務のある者
 - ①金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社
 - ②総額1億円以上の募集又は売出し(開示されている有価証券の売出しを除く)の届出をした有価証券の発行会社
 - ③当該事業年度又は当該事業年度前4年以内に開始した事業年度のいずれかの末日における所有者が1,000人以上である株券又は優先出資証券の発行会社

2.会社法に基づく監査

大会社(最終の貸借対照表の資本金の額が5億円以上、又は最終の貸借対照表の負債総額が200億円以上の会社をいう)、監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は、会計監査人を置くことが義務付けられています。(会社法第327条、同法第328条)

また、会計監査人を置く旨を定款に定めれば、全ての株式会社は会計監査人を置くことができます。会計監査人の資格は、公認会計士又は監査法人でなければいけません。会計監査人設置会社である時は、その旨と会計監査人名は登記事項です(会社法第911条)。

○ 法定監査以外の監査(法令等に基づかない監査)

- 法定監査以外の会社等の財務諸表の監査
- 特別目的の財務諸表の監査

○ 国際的な監査

- 海外の取引所等に株式を上場している会社又は上場申請する会社の監査
- 海外で資金調達した会社又は調達しようとする会社の監査
- 日本企業の海外支店、海外子会社や合併会社の監査
- 海外企業の日本支店、日本子会社の監査など

法定監査の根拠法令等

営利事業体

監査の種類	被監査対象事業体等	根拠法令等
1. 金融商品取引法監査	・金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社など (金融商品取引法監査4,024社、監査実施状況調査(2019年度)より) ・金融商品取引所へ株式を上場申請しようとする会社	・金融商品取引法 ・各金融商品取引所の有価証券上場規程
2. 会社法に基づく監査	・資本金5億円以上又は負債総額200億円以上の株式会社など (会社法監査5,916社、監査実施状況調査(2019年度)より)	・会社法
3. 保険相互会社の監査	・保険相互会社	・保険業法
4. 信用金庫の監査	・政令で定める一定規模以上の信用金庫	・信用金庫法
5. 信用組合の監査	・政令で定める一定規模以上の信用組合	・協同組合による金融事業に関する法律
6. 労働金庫の監査	・政令で定める一定規模以上の労働金庫	・労働金庫法
7. 特定目的会社の監査	・特定目的会社	・資産の流動化に関する法律
8. 投資法人の監査	・投資法人	・投資信託及び投資法人に関する法律
9. 投資事業有限責任組合の監査	・投資事業有限責任組合	・投資事業有限責任組合契約に関する法律
10. 受益証券発行限定責任信託の監査	・負債総額200億円以上の受益証券発行限定責任信託	・信託法
11. 暗号資産交換業者の監査	・暗号資産交換業者	・資金決済に関する法律

非営利事業体

監査の種類	被監査対象事業体等	根拠法令等
1. 国や地方公共団体から補助金を受けている学校法人の監査	・国や地方公共団体から一定の金額以上の補助金を受けている学校法人	・私立学校振興助成法
2. 寄附行為等の認可申請を行う学校法人の監査	・寄附行為等の認可申請を行う学校法人	・私立学校法施行規則
3. 独立行政法人の監査	・政令で定める一定規模以上の独立行政法人	・独立行政法人通則法
4. 地方独立行政法人の監査	・政令で定める一定規模以上の地方独立行政法人	・地方独立行政法人法
5. 国立大学法人等の監査	・国立大学法人・大学共同利用機関法人	・国立大学法人法
6. 公益社団・財団法人の監査	・政令で定める一定規模以上の公益社団法人・公益財団法人	・公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
7. 一般社団・財団法人の監査	・負債総額200億円以上の一般社団法人・一般財団法人	・一般社団法人及び一般財団法人に関する法律
8. 消費生活協同組合の監査	・政令で定める一定規模以上の共済事業を行う消費生活協同組合又は共済事業を行う連合会	・消費生活協同組合法
9. 放送大学学園の監査	・放送大学学園	・放送大学学園法
10. 農業信用基金協会の監査	・農業信用基金協会	・農業信用保証保険法
11. 農林中央金庫の監査	・農林中央金庫	・農林中央金庫法
12. 農業協同組合の監査	・政令に定める一定規模以上の農業協同組合及び連合会	・農業協同組合法
13. 政党助成法に基づく政党交付金による支出などの報告書の監査	・政党	・政党助成法
14. 地方公共団体の外部監査	・地方公共団体(都道府県・政令指定都市・中核市 等)	・地方自治法
15. 労働組合の監査	・労働組合	・労働組合法
16. 社会福祉法人の監査	・政令で定める一定規模を超える社会福祉法人	・社会福祉法
17. 医療法人等の監査	・厚生労働省令に定める一定規模以上の医療法人 ・厚生労働省令に定める一定規模以上の社会医療法人 ・社会医療法人のうち、社会医療法人債発行人であるもの ・地域医療連携推進法人	・医療法

2 税務

公認会計士は税理士登録をすることにより、
税務業務を行うことができます。

法人税や事業税をはじめ、所得税、住民税、相続税、贈与税、消費税などの各種税務書類を作成し、依頼人(企業や個人)に代わって税務申告を行うほか、M&Aに係る税務や国際税務業務など、幅広い

知識を生かして各種税制への対応や税務処理に関する相談やアドバイスをを行います。公認会計士は、税務に関するエキスパートでもあるのです。

税務 税務業務の事例としては、次のようなものがあります。

- 税務代理(申告、不服申立て、税務官庁との交渉など)
- 各種税務書類の作成
- 企業再編に伴う税務処理及び財務調査
- グループ法人税制、連結納税制度などの相談・助言
- 移転価格税制、タックスヘイブン税制についての相談・助言
- 海外現地法人、合併会社設立を含む国際税務支援
- その他税務相談・助言

3 コンサルティング

経営戦略の立案から組織再編、システムコンサルティングなど、
経営全般にわたる相談・助言を行います。

経営戦略の立案、組織再編、システムコンサルティング、事業再生計画の策定、株式公開に関するトータルサポートなど、企業の重要な意思決定をサポートし、スキームの提案や構築・ドキュメンテーション作成などを通じて、経営全般にわたる相談やアドバイスを

行います。近年では情報システム関連、コーポレート・ガバナンス、財務デューデリジェンス、統合報告、環境・サステナビリティ、M&A、IFRS導入支援など、公認会計士の活躍するフィールドはますます広がってきています。

コンサルティング コンサルティング業務の事例としては、次のようなものがあります。

- 相談業務(会社の経営戦略、長期経営計画を通じたトップ・マネジメント・コンサルティング)
- 実行支援業務(情報システム・生産管理システム等の開発と導入)
- 組織再編などに関する相談、助言、財務デューデリジェンス
- IFRSに関するコンサルティングや業務支援
- 企業再生計画の策定、検証
- 統合報告の実施支援
- 環境・サステナビリティの相談、助言
- 株価、知的財産等の評価
- Trustサービス(WebTrust、SysTrustの原則及び基準に基づく検証・助言)
- システム監査、システムリスク監査(システム及び内部統制の信頼性・安全性・効率性等の評価・検証)
- システムコンサルティング(情報システムの開発・保守、導入、運用、リスク管理等に関するコンサルティング)
- 不正や誤謬を防止するための管理システム(内部統制組織)の立案、相談、助言
- 資金管理、在庫管理、固定資産管理などの管理会計の立案、相談、助言
- コンプライアンス成熟度評価
- コーポレート・ガバナンスの支援

4 組織内会計士

公認会計士は、多くの一般企業などでも活躍しています。

我が国の会計・監査制度の国際化、企業における海外事業の拡大等に伴い、企業内の会計実務も急速に高度化・複雑化しています。また、公的部門における複式簿記での会計ニーズも、ますます増大しています。経済・社会の基盤として、その成長と国際競争力を

支える公認会計士の活動領域は多岐にわたって拡大してきており、会計・監査の専門的知識や経験を生かし「組織内会計士」として、多種多様な企業及び組織の一員として活躍しています。

組織内会計士の活躍する主な組織

- 一般企業(証券会社、銀行、商社、製造業、他)
- コンサルティング会社
- 国及び地方公共団体、非営利団体等
- 教育機関

組織内会計士の主な業務内容

- 経理業務(財務諸表の作成、M&A、国際税務、連結納税など)
- 財務業務(財務方針・財務戦略の策定、経営分析結果の経営計画への反映など)
- IR業務(経営情報の管理・分析・発信など)
- プロジェクト業務(内部統制の構築、IFRSの導入など)

公認会計士の仕事 活躍のフィールドはさらに広がっています。

CFO・社外取締役etc.

社外役員として企業や団体のCFO、社外取締役、社外監査役として活躍するなど、専門性と経験を活かした職務へのニーズはさらに高まっています。

女性の活躍

専門家として、ジェンダーによるアンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)を受けづらいという利点から、多くの女性会計士が活躍しています。

サステナビリティ

サステナビリティに関する公認会計士の業務はさらに広がっています。温室効果ガス排出、環境会計/資本会計、EMS関連など。

日本公認会計士協会とは

日本公認会計士協会は、公認会計士が
その使命を全うするために公認会計士の指導、連絡
及び監督に努め、その資質向上に尽力する
「公認会計士で組織する唯一の自主規制団体」です。

日本公認会計士協会の役割

- 公認会計士及び監査法人の品位を保持
- 公認会計士及び監査法人の指導、連絡及び監督
- 公認会計士の登録に関する事務

ご挨拶

日本公認会計士協会は、32,000人を超える会員と約6,500人の準会員を擁するプロフェッショナル団体です。私は、2019年7月に会長に就任して以来、「経済の健全な発展と幸福な社会の実現に最も貢献するプロフェッショナルは公認会計士である」と社会に評価していただけるよう、日本の未来に対して公認会計士がどのように貢献できるのかを考え、課題を明確にし、当協会の変革に取り組んでまいりました。

公認会計士監査が始まって約70年にわたり、公認会計士は、財務諸表監査の実務経験を通じて会計及び監査に関する専門的能力を磨くとともに、企業経営全般に関する幅広く深い知見を身につけてきました。そして、その知見を活かして、監査にとどまらず、税務、コンサルティング、企業経営等の領域にも仕事の場を広げ、現在では、数多くの公認会計士が監査以外の領域で活躍しています。

コロナ禍によって、経済や社会の将来についての不確実性が増す高まる中で、社会の持続可能性と経済の発展を両立し、人々が安心して暮らせる世界を実現するためには、社会に信頼を創り出すことがこれまで以上に求められると考えています。このような状況において、これからの公認会計士の役割は、自らが行うすべての業務において、公認会計士という資格の本分である説明責任(accountability)を果たし、信頼できる成果をもたらすことによって、社会に信頼を創り出し、人々に安心を届けることだと考えます。

私たちはこれからも、公認会計士がその高い倫理観と誠実性を保持して、監査業務においても、監査以外の業務においても、その能力を最大限発揮し、社会に信頼と安心を届けられるように、未来を見据えた取組に力を注いでまいります。

日本公認会計士協会 会長

手塚 正彦



コーポレート・ガバナンスの強化



シンボルマークに込めた思い

正多角形である正方形を左右対称にバランスすることにより信頼性を表現。中の長方形は飛躍・上昇のパワーを感じさせ、自由主義経済社会の発展に貢献する日本公認会計士協会の先進性・未来性を象徴。シャープな造形により国際的な洗練性も表しています。

タグライン | 公認会計士の「新たな宣言」



国内外を問わず「グローバルに公共の利益に貢献していく公認会計士」の意思表明を英文+和文で表現するとともに、社会及び経済発展の礎となるということを太く強固なラインを土台に建造物が構築されたデザインで表現。

会員章 | 公認会計士であることの「シンボル」



公認会計士は、全員が自主規制団体である日本公認会計士協会に所属し、大きな社会的責務を担う専門家として活躍しています。そのシンボルとなるのが会員章です。安定感を持つ「正方形」をモチーフに連続性を持たせたデザインにより、経済社会の安定を守る公認会計士の連帯を表現。全体の楕円の造形は「グローバル」を連想させ、世界経済を守る公認会計士の誇りを象徴しています。

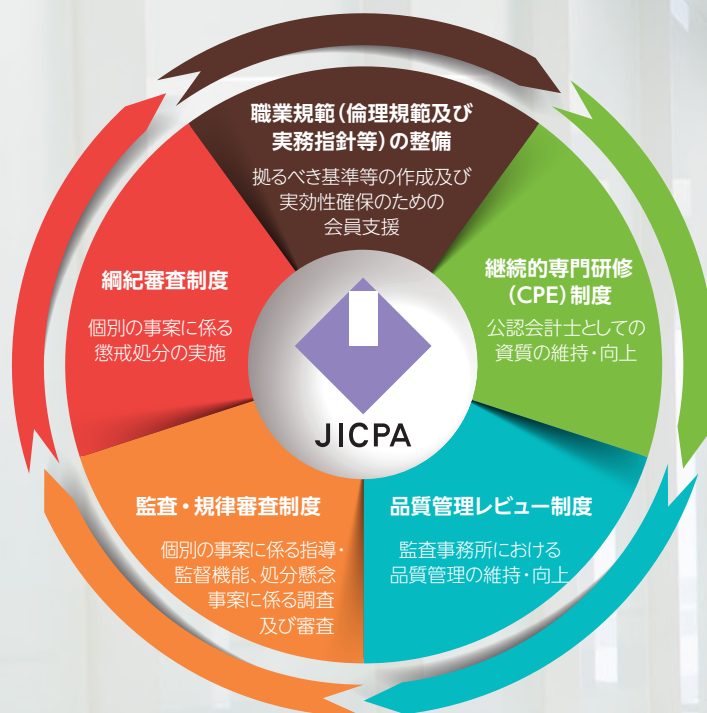
日本公認会計士協会の活動

日本公認会計士協会の事業は、会則第3条において定められています。

- 1 公認会計士の遵守しなければならない職業倫理に関する規範を定め、その保持昂揚を図ること。
- 2 会員の業務に関する講習会又は研究会を開催する等会員の資質の向上を図る諸施策を実施すること。
- 3 監査に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに監査基準の運用普及及び監査制度の確立を図ること。
- 4 会計に関する理論及び実務の研究調査を行うとともに会計原則の運用普及及び企業会計その他の会計制度の確立を図ること。
- 5 公認会計士制度及び公認会計士の業務（租税に関するものを含む。）について調査研究を行い、必要に応じ、官公署に建議し、又はその諮問に応ずること。
- 6 会員の監査業務の適正な運用に資する諸施策を講ずること。
- 7 公認会計士の業務に関し、会員の相談に応じ、資料を提供する等会員に対し必要な援助を行うこと。
- 8 公認会計士法第46条の8の規定に基づき紛議の調停を行うこと。
- 9 公認会計士試験に合格した者の指導教育に関し必要な施策を講ずること。
- 10 公認会計士、会計士補、外国公認会計士及び特定社員の登録に関する事務を行うこと。
- 11 その他本会の目的を達成するに必要な事業を行うこと。

自主規制の取組

日本公認会計士協会は、公認会計士が組織した自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、様々な自主規制の取組を行っています。



企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上

ESG投資の急速な普及とグリーン社会の実現に向けた動きにより、企業情報開示における非財務情報の重要性も従前に比べて非常に高まっています。日本公認会計士協会では企業情報開示の充実とその信頼性の確保に貢献するための取組を行っています。

- 企業情報開示・ガバナンス検討特別委員会の設置
- 「企業情報開示に関する有用性と信頼性の向上に向けた論点の検討(中間報告)」の公表

SDGs(持続可能な開発目標)への取組

社会課題の解決と社会価値の創出に対する公認会計士の貢献の在り方について検討を進めています。

- 持続可能な社会構築における協会の課題・取組検討委員会の設置
- 会計・監査ジャーナル別冊「～SDGsへの公認会計士の貢献～さまざまな地域、分野で活躍する公認会計士」の発刊



DX(デジタルトランスフォーメーション)への対応

社会全体のDXが加速する中、ICT(情報通信技術)基盤の整備、DXの促進、大きな変革に適合するガバナンスと内部統制の整備等の改革を行う必要があります。

日本公認会計士協会では新しい監査の在り方について検討を進めるとともに、その実現のために会員を支援してまいります。

IPO(新規株式上場)支援

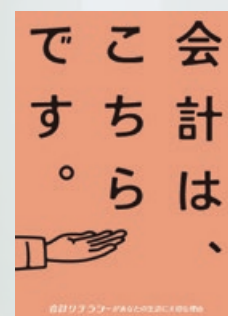
公認会計士は、IPOを目指す企業に対して、内部統制などの社内体制の構築支援に貢献しております。日本公認会計士協会では、そのIPO支援に係る課題への取組として、様々なIPO支援策を行っております。

- IPOを目指す企業の監査の担い手となる「中小監査事務所リスト」の作成・公表
- IPO支援に関わる独立開業の公認会計士名簿
- IPO会計監査フォーラムの開催
- 「株式新規上場(IPO)のための事前準備ガイドブック」の改訂



会計基礎教育の推進

日本公認会計士協会は2020年12月に、生涯を通じて身に付けるべき会計の知識を整理した「会計リテラシー・マップ」を公表しました。2021年4月からは学習指導要領の改訂により、中学校、高等学校の授業で「会計情報の活用」が順次取り上げられるため、授業でご使用いただけるマテリアルの開発など、教育現場の支援にも取り組んでいます。



Social Contribution

日本公認会計士協会の社会貢献活動

日本公認会計士協会では、関係諸団体、会員である公認会計士及び地域会との協力の下、様々な社会貢献活動を行っています。

小・中学生向け会計講座『ハロー！会計』

2005年から始まった小・中学生を対象とした無料の会計講座です。ケーキやたこ焼きなど身近な食べ物を題材にしたわかりやすい講座は好評を博しており、日本公認会計士協会の地域会が中心となって実施され、これまでに200か所以上で訪問講義・公開講義を行っています。
2020年からはZoomを使用したオンライン開催の検討・実施も進めています。



学生向け公認会計士紹介講座

公認会計士が大学などに赴き、学生を対象とした公認会計士制度や業務について紹介する無料講座を実施しております。

シンポジウム・セミナーの開催

様々なテーマで、一般企業や団体、生活者の方も対象としたシンポジウム・セミナーを開催しています。

- IFRSセミナー「IFRSを巡る最新動向」
- 「IPO会計監査フォーラム～ALL公認会計士でのぞむスタートアップ企業支援～」
- 「SDGs先進都市京都で考える～持続可能な社会構築と専門家の役割～」
- グローバル会計・監査フォーラム「AIを活用したビジネス・監査の展望と課題」

日本赤十字社等への寄付

全国の公認会計士に救援募金を呼びかけ、国内外の地震や台風などの自然災害の被災者の方に日本赤十字社等を通じて寄付を行っています。
また、新型コロナウイルス感染症拡大により危機的状況にある医療体制等を支援するための寄付も行っています。

- 2016 熊本地震
- 2018 平成30年7月豪雨
- 2018 平成30年北海道胆振東部地震
- 2019 8月豪雨
- 2019 台風15号千葉県
- 2019 台風19号
- 2020 新型コロナウイルス感染症対策(日本赤十字社、国立国際医療研究センター、日本ユニセフ協会)

出版・広報活動を通じた情報発信

日本公認会計士協会では、書籍等の出版、広報パンフレット等の制作・配布を通じて、様々な情報発信を行っています。

● 会計・監査ジャーナル



月刊の会計・監査・税務・経営の専門誌です。

● 会計監査六法シリーズ



毎年1回発行する、会計・監査業務のバイブル。財務諸表等規則、関係法令、日本公認会計士協会公表委員会報告、企業会計基準委員会報告等を掲載しています。

その他

- 監査実務ハンドブック
- 監査実務指針集
- 不正調査ガイドライン
- プロのための租税相談Q&A
- etc.

新興国・途上国におけるキャパシティビルディング

新興国・途上国における経済発展と資本市場の整備に向けて、社会経済基盤を支える会計・監査制度の構築や会計人材育成支援に取り組んでいます。



日本公認会計士協会学術賞

1973(昭和48)年から始まった『日本公認会計士協会学術賞』は、会計、監査、税務、経営及び公会計等の学術の発展に寄与し、公認会計士の業務の向上に資すると認めた著書又は論文等に対して、以下の学術賞を授与し顕彰する制度を設けています。

- 学術賞
会計・監査・税務・経営及び公会計等の学術の発展に寄与し、公認会計士の業務の向上に資する優秀な著書・論文
- 学術賞—MCS賞
MCS(マネジメント・コンサルティング・サービス)業務の充実及び発展に寄与する優秀な著書・論文(MCS技法の開発、調査を含む。)
- 学術賞—会員特別賞
本会の会員及び準会員の作品で公認会計士の業務の向上に資する優秀な著書・論文

社外役員候補公認会計士紹介制度

社外役員に公認会計士の登用を検討している企業に対し、公認会計士を紹介する制度を設けています。

中小企業支援

日本公認会計士協会では、中小企業施策調査会を中心に、公認会計士による中小企業支援等に関する活動を行っています。国から経営革新等支援機関の認定を受けている会員名簿の作成、中小企業が個人保証を付さない融資を金融機関から受けるために必要な確認業務の例示の公表など、中小企業の安定的経営、ひいては日本経済に貢献するための積極的な活動を行っています。

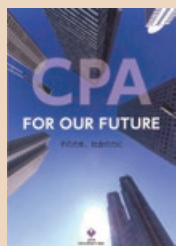
簿記大会等のイベント後援

関係団体や資格取得のための専門予備校が主催する簿記等に関するイベントの後援を行っています。



- 全国高等学校簿記コンクール
- 全国大学対抗簿記大会
- 簿記チャンピオン大会
- 数学甲子園

- CPA for our future
- 新人公認会計士 翔太(アニメ)
- Vision for the future



日本公認会計士協会ウェブサイト
「広報ツールライブラリー」ページで
ご覧いただけます

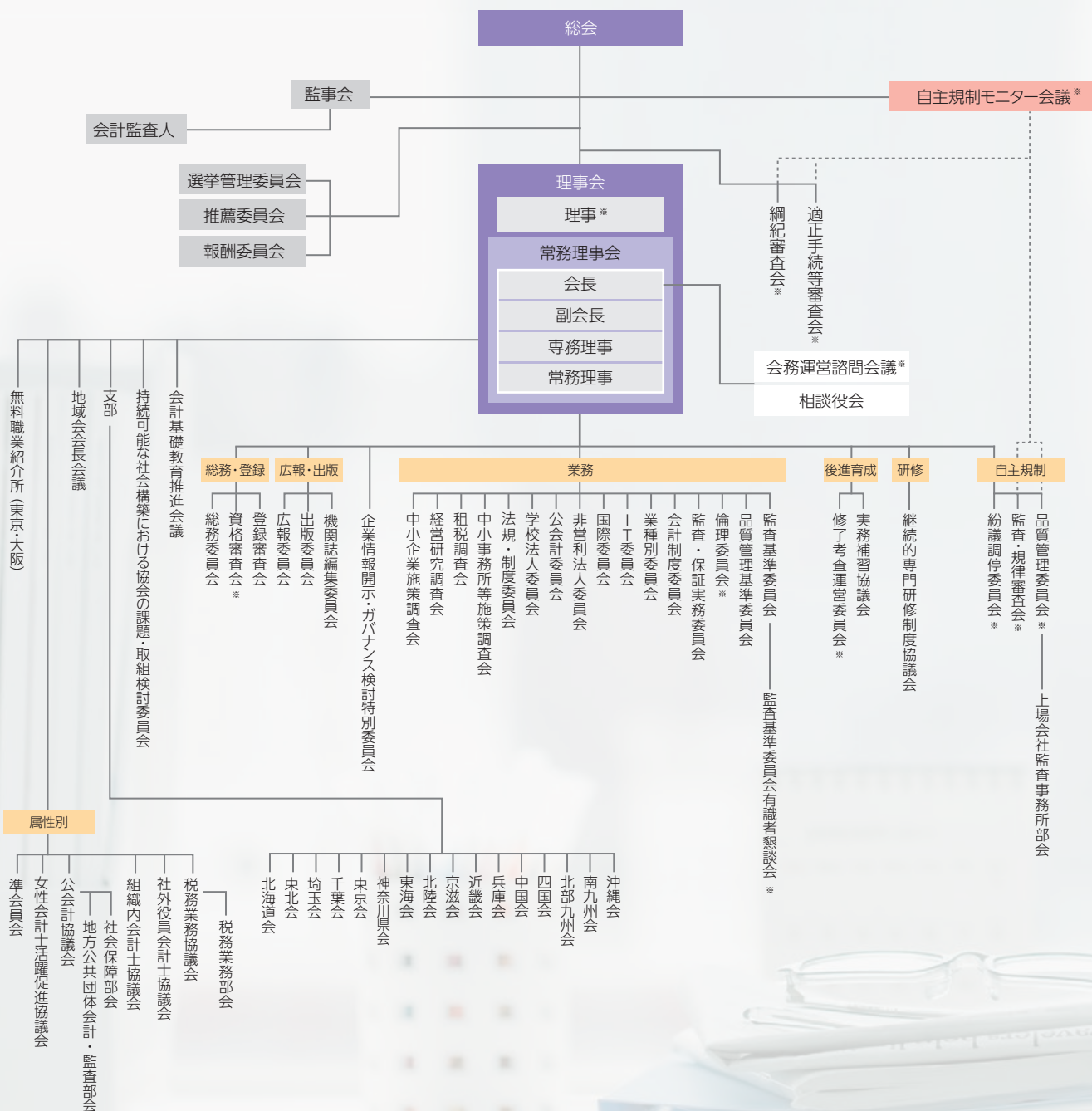


Organization

日本公認会計士協会の組織

日本公認会計士協会の組織は、協会の意思を決定する総会、会務の執行を司る常務理事会、会務の執行を監視する理事会、諮問機関である委員会等の機関で構成されています。事業活動の中心は委員会等(常置委員会及び特別委員会等)において行われている様々な調査・研究です。委員会等は会長の諮問に応ずるほか、所掌事項に関連する調査・研究を行い、会員の業務を

支援する実務方針等の策定、会計・監査等に関する諸施策の提案等を行い、その成果を社会に対し積極的に公表することにより公正な経済社会の確立と発展に貢献し、合わせて公認会計士の監査業務を通じて経済社会はもとより一般社会に保証を与える重要な業務を行っています。



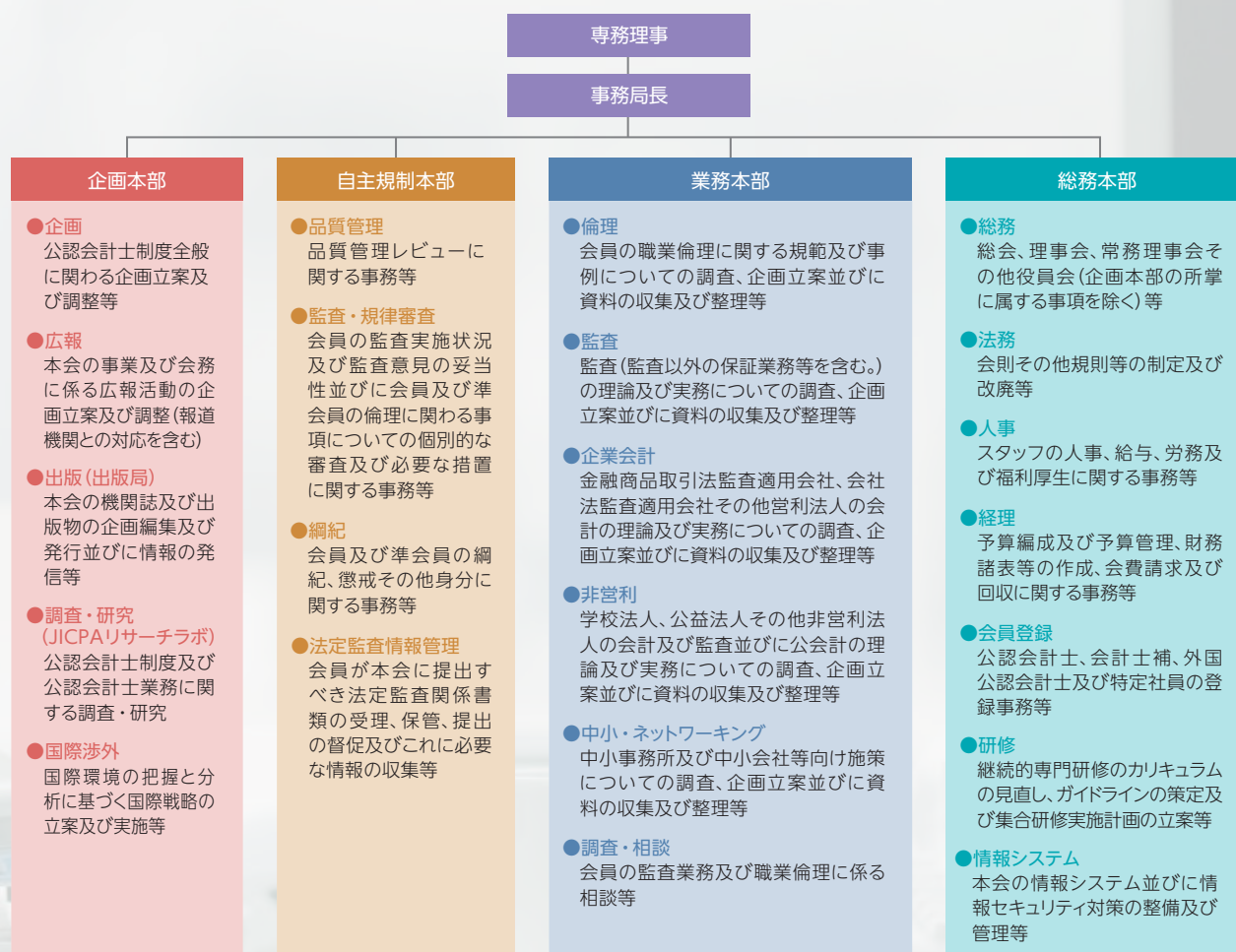
※外部有識者を含む。

会長・副会長・専務理事・常務理事一覧

役職	定数	氏名	現職等
会長	1名	手塚 正彦	公認会計士
副会長	7名以内	小倉 加奈子	公認会計士
		加藤 達也	公認会計士
		小暮 和敏	公認会計士
		武内 清信	公認会計士
		柳澤 義一	公認会計士
		峯岸 芳幸	公認会計士
専務理事	1名	北山 久恵	公認会計士
		佐藤 久史	公認会計士
常務理事	34名以内	篠河 清彦	公認会計士
		庄司 基晴	公認会計士
		秋山 修一郎	公認会計士
		新井 達哉	公認会計士
		梶川 融	公認会計士
		兼山 嘉人	公認会計士
		北方 宏樹	公認会計士
		北澄 和也	公認会計士
		小林 尚明	公認会計士
		椎名 弘	公認会計士
		志村 さやか	公認会計士
		菅谷 圭子	公認会計士

役職	定数	氏名	現職等
常務理事	34名以内	鈴木 真紀江	公認会計士
		鶴田 光夫	公認会計士
		西田 俊之	公認会計士
		林 敬子	公認会計士
		藤本 貴子	公認会計士
		伏谷 充二郎	公認会計士
		南 成人	公認会計士
		宮原 さつき	公認会計士
		茂木 哲也	公認会計士
		結城 秀彦	公認会計士
		湯川 喜雄	公認会計士
		脇 一郎	公認会計士
		渡邊 芳樹	公認会計士
		佐藤 敏郎	公認会計士
		戸張 実	公認会計士
		久松 但	公認会計士
		後藤 紳太郎	公認会計士
		廣田 壽俊	公認会計士
		安原 徹	公認会計士
		千々松 英樹	公認会計士

事務局の組織



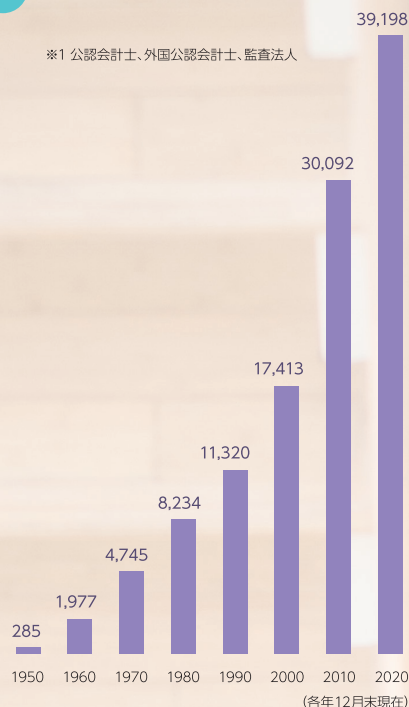
(2021年4月現在)

公認会計士数とその推移

公認会計士及び監査法人は、全て日本公認会計士協会に加入しています。

会員数※1(準会員を含む)の推移

※1 公認会計士、外国公認会計士、監査法人



地域会別公認会計士数

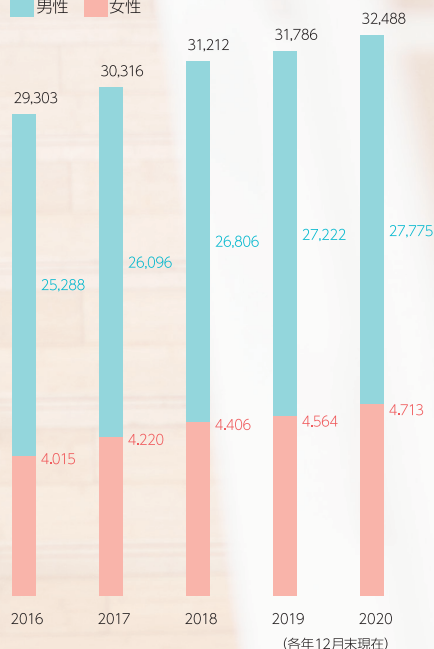
(外国公認会計士を含む)

北海道	385	京滋	688
東北	426	近畿	3,638
埼玉	768	兵庫	820
千葉	756	中国	489
東京	19,111	四国	240
神奈川県	1,613	北部九州	809
東海	2,143	南九州	214
北陸	301	沖縄	87

(2020年12月末現在)

男女別公認会計士数推移

男性 女性



種別 地域会	会員				準会員						合計
	公認会計士	外国公認会計士	監査法人	計	一号準会員	二号準会員	三号準会員	四号準会員	五号準会員	計	
北海道	385	0	6	391	0	3	0	45	—	48	439
東北	426	0	3	429	0	6	0	42	—	48	477
埼玉	768	0	0	768	3	34	0	107	—	144	912
千葉	756	2	1	759	2	34	0	76	—	112	871
東京	19,111	0	161	19,272	38	302	0	3,632	—	3,972	23,244
神奈川県	1,613	0	2	1,615	10	37	0	184	—	231	1,846
東海	2,143	0	14	2,157	4	36	0	320	—	360	2,517
北陸	301	0	1	302	0	5	0	25	—	30	332
京滋	688	0	9	697	9	10	0	115	—	134	831
近畿	3,638	0	34	3,672	12	30	0	791	—	833	4,505
兵庫	820	0	4	824	9	24	0	102	—	135	959
中国	489	0	5	494	0	7	0	46	—	53	547
四国	240	0	5	245	1	2	0	22	—	25	270
北部九州	809	0	5	814	0	15	0	133	—	148	962
南九州	214	0	3	217	0	3	0	16	—	19	236
沖縄	87	0	1	88	0	1	0	8	—	9	97
—	—	—	—	—	—	—	—	—	153	153	153
合計	32,488	2	254	32,744	88	549	0	5,664	153	6,454	39,198

(2020年12月末現在)

(注) 一号準会員は、公認会計士及び外国公認会計士となる資格を有する者 二号準会員は、会計士補 (一号準会員に該当する者を除く) 三号準会員は、会計士補となる資格を有する者 四号準会員は、公認会計士試験に合格した者 五号準会員は、特定社員(地域会には所属しない)

本部及び地域会連絡先

本部のほか北海道から沖縄まで16地域会が全国各地で活動しています。

本部

日本公認会計士協会

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
公認会計士会館
TEL: 03-3515-1120
URL: <https://jicpa.or.jp>
9:00~17:00(土日・祝日・年末年始休み)



- 都営新宿線 市ヶ谷駅
- 東京メトロ 有楽町線・南北線 市ヶ谷駅
- JR中央線・総武線 市ヶ谷駅

地域会

- 北海道会** 〒060-0001 札幌市中央区北1条西4丁目2-2 札幌ノースプラザ8F
TEL: 011-221-6622
URL: <http://hokkaido.jicpa.or.jp/>
- 東北会** 〒980-0014 仙台市青葉区本町2-18-21 鹿島定禅寺ビル3F
TEL: 022-222-8109
URL: <https://tohoku.jicpa.or.jp/>
- 埼玉会** 〒330-8669 さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル8F
TEL: 048-644-9050
URL: <https://saitama.jicpa.or.jp/>
- 千葉会** 〒260-0013 千葉市中央区中央1-11-1 千葉中央ツインビル1号館9F
TEL: 043-305-4203
URL: <https://www.jicpa-chiba.jp/>
- 東京会** 〒102-0074 千代田区九段南4-4-9 ニッキン第2ビル 8F
TEL: 03-3515-1180
URL: <https://tokyo.jicpa.or.jp/>
- 神奈川県会** 〒231-0011 横浜市中区太田町2-23 横浜メディア・ビジネスセンター 6F
TEL: 045-681-7151
URL: <https://www.jicpa-kanagawa.jp/>
- 東海会** 〒450-0002 名古屋市中村区名駅4-4-10 名古屋クロスコートタワー 11F
TEL: 052-533-1112
URL: <https://www.jicpa-tokai.jp/>
- 北陸会** 〒920-0863 金沢市玉川町11-18 新石川ビル8F
TEL: 076-265-6625
URL: <https://hokuriku.jicpa.or.jp/>
- 京滋会** 〒604-8152 京都市中京区烏丸通錦小路 上 手洗水町659 烏丸中央ビル4F
TEL: 075-211-5061
URL: <http://www.jicpa-keiji.jp/>
- 近畿会** 〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル2F
TEL: 06-6271-0400
URL: <https://www.jicpa-ken.ne.jp/>
- 兵庫会** 〒651-0088 神戸市中央区小野柄通7-1-1 日本生命三宮駅前ビル8F
TEL: 078-252-3281
URL: <http://www.jicpa-hyogo.jp/>
- 中国会** 〒730-0037 広島市中区中町7-23 住友生命広島平和大通り第2ビル5F
TEL: 082-248-2061
URL: <https://chugoku.jicpa.or.jp/>
- 四国会** 〒760-0027 高松市紺屋町1-3 香川紺屋町ビル6F
TEL: 087-826-7628
URL: <https://shikoku.jicpa.or.jp/>
- 北部九州会** 〒810-0001 福岡市中央区天神4-2-20 天神幸ビル5F
TEL: 092-715-4317
URL: <http://n-kyusyu.jicpa.or.jp/>
- 南九州会** 〒860-0806 熊本市中央区花畑町4-7 朝日新聞第一生命ビルディング3F
TEL: 096-352-3737
URL: <https://s-kyusyu.jicpa.or.jp/>
- 沖縄会** 〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター 4F 416号室
TEL: 098-996-3750
URL: <https://okinawa.jicpa.or.jp/>



日本公認会計士協会

The Japanese Institute of Certified Public Accountants

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1
<https://jicpa.or.jp/>